平成２３年（フ）第３７５号
静岡県浜松市中区高丘西１丁目20番44号　アプリコットハウスＩ207号、前住所静岡県浜松市中区高丘東５丁目20番８号
債務者　田中　完児
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩沢　忠和
4　破産債権の届出期間　平成23年９月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月25日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２７９号
兵庫県宝塚市高司３丁目３番11号　仁川パークハイム102
債務者　青山　智美
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村倫太郎
4　破産債権の届出期間　平成23年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月27日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第４２４号
熊本県宇城市松橋町松橋707番地１　アネックスＹＵＭＡ101号
債務者　田中ともみ
1　決定年月日時　平成23年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清田　祐介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月21日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１７８８号
名古屋市名東区にじが丘２丁目７番地　アーバンラフレ虹ケ丘西３号棟101号
債務者　ＤＭＪこと　廣橋　　淳
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　雅範
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月５日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９４号
栃木県小山市大字高椅291番地２
債務者　塚原　優一
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹澤　一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第６４９号
仙台市太白区茂庭台４丁目３番２―215号
債務者　熊谷　利紗
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　門間久美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６２７号
神戸市灘区八幡町３丁目６番17号　306
債務者　伊藤都美子
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　裕樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月18日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７号
鳥取県米子市淀江町中間558番地１
債務者　村上恵美子
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川中　修一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第４１４号
兵庫県姫路市青山北３丁目31―２フローレス青山202号室、住民票上の住所兵庫県姫路市青山１丁目22番５号
債務者　長尾　吉純
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅尾　英文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７９号
埼玉県久喜市栗橋北２丁目12番１号
債務者　岩崎　優美
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　慶一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月25日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２５２号
埼玉県川口市本蓮３丁目10番３号　川口東本郷団地１―205号室
債務者　須藤　真樹
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　　裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月24日午後４時
5　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第４８号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪12153番地６　富貴原ハイツＢ101
債務者　秋山　由恵
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第５９号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪5603番地２
債務者　宮内　和奈
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第６４号
秋田県横手市安田字八王寺74番地27
債務者　髙橋萬之助
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月19日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第５５号
秋田県横手市十文字町字上佐吉開37番地１　旭住宅４―１号
債務者　佐藤　勝彦
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第１２６号
山形市桜田西５丁目３番15号
債務者　結城　正己
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
山形地方裁判所民事部